

事業系ごみ処理の手引き

（廃棄物管理責任者の手引き）

名古屋市環境局

目次

はじめに

1 事業者の責務	1
2 廃棄物の定義	2
一般廃棄物と産業廃棄物	2
3 事業系一般廃棄物の処理方法	4
(1) 事業系一般廃棄物の処理方法	4
(2) 許可業者に収集・運搬を委託する場合	4
(3) 市の処理施設へ自己搬入する場合	7
(4) 自家処理施設で処理する場合	7
4 事業系廃棄物の減量・リサイクルの進め方	8
(1) 廃棄物の減量・リサイクル計画の 作成と実施までの手順	8
(2) 廃棄物の減量・リサイクル計画の 実施における関係者の役割	10
(3) 廃棄物の減量・リサイクルシステムのモデル	10
(4) 資源化の方法	11
(5) 許可業者・資源回収業者に委託する場合	11
(6) 市の資源収集を利用する場合	11
(7) 古紙を資源化する場合	12
(8) 食品ロスの削減・生ごみ（食品廃棄物）の 資源化	13
資源回収業者等のお問合せ先	15
5 事業用大規模建築物及び多量排出事業者	16
事業用大規模建築物とは	16
所有者の範囲	16
事業用大規模建築物の占有者の義務	16
多量排出事業者とは	17
事業用大規模建築物と多量排出事業者	17
事業用大規模建築物の所有者・ 多量排出事業者の義務（その1） 廃棄物管理責任者の選任・届出	18
(1) 廃棄物管理責任者の役割	18
(2) 廃棄物管理責任者の選任基準	18
(3) 廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の提出	18
(4) 廃棄物管理責任者選任（変更） 届出書の記入方法	19

事業用大規模建築物の所有者・

多量排出事業者の義務（その2）

減量計画書の提出	20
(1) 減量計画書の記入例（表面）	20
(2) 減量計画書の記入例（裏面）	24

事業用大規模建築物の所有者の義務

廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置	25
(1) 廃棄物・再利用対象物保管場所の 設置義務等	25
(2) 廃棄物・再利用対象物保管場所設置の 届出及び協議のフロー図	25

6 名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画

の概要 26

7 事業系廃棄物目標資源化率 27

8 立入調査の実施 28

9 指導及び勧告、公表、受入拒否 29

参考資料[関係法令] 31

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	31
名古屋市廃棄物の減量及び 適正処理に関する条例（抜粋）	31
名古屋市廃棄物の減量及び 適正処理に関する規則（抜粋）	32
事業用建築物における廃棄物の減量及び 適正処理に関する指導要綱	33
多量排出事業所における廃棄物の減量及び 適正処理に関する指導要綱	33

参考資料[様式] 34

廃棄物管理責任者選任（変更）届出書 第1号様式の2（第3条の3） 第1号様式（第5条） 減量計画書 第1号様式の3（第3条の4） 第2号様式（第6条）	
--	--

はじめに

事業者には、その事業活動に伴って生じた廃棄物について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（以下「市条例」という。）に基づき、自らの責任において適正に処理し、また再生利用等を行うことによりその減量に努めることが義務付けられています。

名古屋市では、事業系廃棄物の減量及び適正処理を図るための指導として、平成4年度から事業用大規模建築物の所有者を対象に、廃棄物の減量計画の作成・提出、廃棄物管理責任者の選任・届出を義務づけ、さらに指導の実効性を確保するため、立入調査を実施しています。

また、平成13年度からは、事業用大規模建築物の所有者以外に、多量排出事業者を対象として同様の指導を始め、平成20年度からは、事業用大規模建築物の対象範囲を、延べ面積3,000㎡以上から1,000㎡以上に拡大しました。

平成27年度に策定した名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画では、紙類と生ごみを重点品目として位置づけ、事業系ごみの発生抑制、資源化をさらに促進しています。

この冊子は、事業用大規模建築物の所有者、事業用建築物の建設者、多量排出事業者への指導の概要のほか、減量計画書の記入方法など廃棄物管理責任者、多量廃棄物管理責任者あるいは担当者の方が実務を行う上で必要と思われる事項を説明するとともに、「事業系廃棄物目標資源化率」などリサイクルを進めるうえでの指針を示したものです。

これを機会にごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただき、「持続可能な循環型都市」の実現に向けご協力いただきますようお願いします。

1 事業者の責務

事業者にはその事業活動に伴って生じた廃棄物について廃棄物処理法及び市条例で自己処理責任が次のように定められています。

- 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
（この事業活動については、すべての事業活動のことで営利目的かどうかは問いません。）
- 事業者は、その事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることによりその減量に積極的に努めなければならない。
- 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

※ 自己処理とは、排出事業者が自ら廃棄物の処理を適正に行うことをいい、自ら処理できない場合に委託して処理することを含みます。

※ 委託して処理する場合、廃棄物の処理をすることができる許可業者に委託しなければなりません。

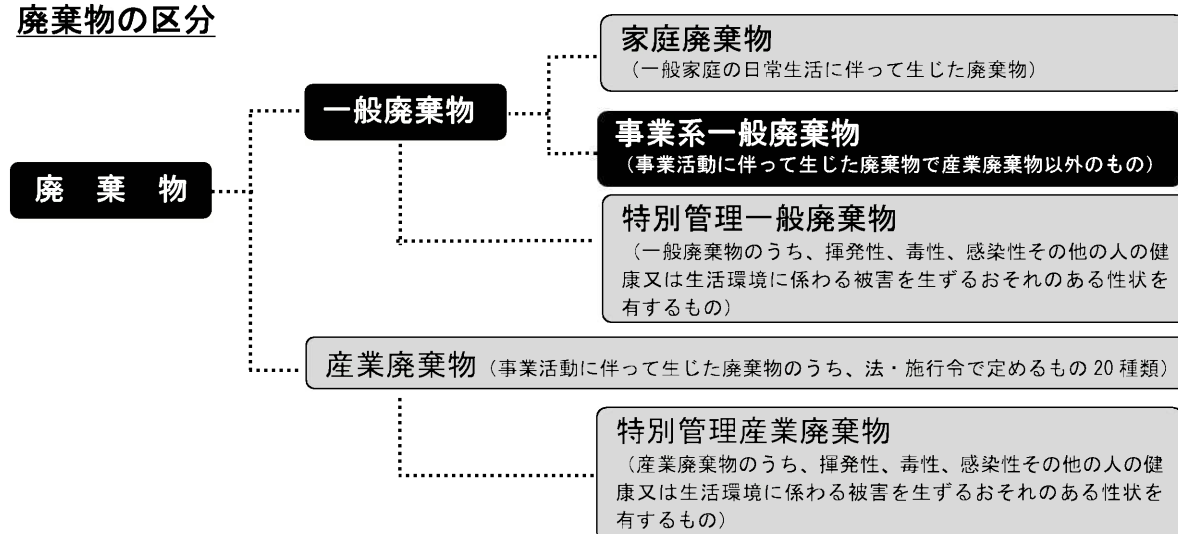
2 廃棄物の定義

一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液状のものをいい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

一般廃棄物のうち、家庭から生じる廃棄物を「家庭廃棄物」といい、それ以外の、事業活動に伴って生じる廃棄物を「事業系一般廃棄物」といいます。ここでいう「事業活動」には、店舗・会社・工場・事務所・内職などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公庁・NPO法人などが行う非営利の活動も含まれます。

廃棄物の区分



「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」(3ページを参照)をあわせて、「事業系廃棄物」といいます。

なお、事業系一般廃棄物の収集・運搬は、名古屋市は行わず、名古屋市から一般廃棄物の収集運搬の許可を受けた民間業者(以下「許可業者」という。)が行うこととなっています。

また、新聞・雑誌・段ボール等の紙類や空きびん、空き缶、ペットボトル※、発泡スチロール※、スプレー缶類など資源化可能なものは、「ごみ」とせず「資源化」をお願いしています。

資源化の進め方や、資源回収業者の連絡先については、この冊子の8ページから15ページの「事業系廃棄物の減量・リサイクルの進め方」をご覧ください。

※ 事業者が排出するペットボトルやプラスチック類などを資源化する際は、原則として、産業廃棄物として扱うことになります。

産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。（廃棄物処理法第2条第4項、施行令第2条）

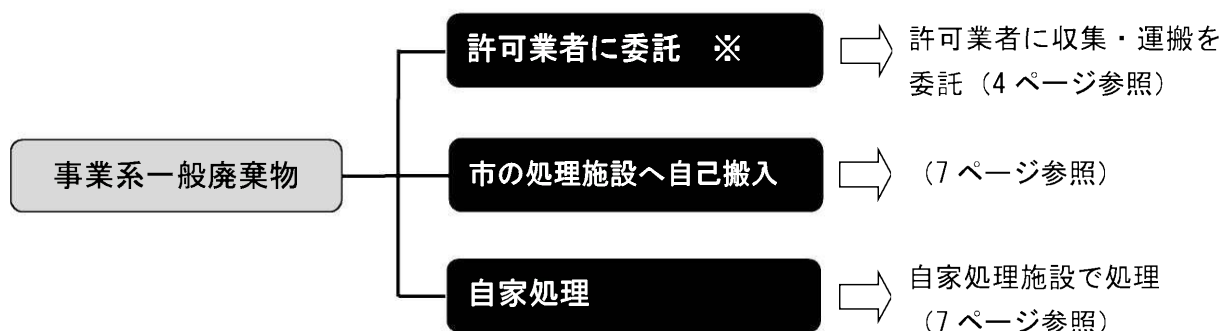
根拠	種 類	主 な 例	業種指定
法律	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物	
	2 汚泥	活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、建設汚泥	
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃タールピッチ類、廃食用油	
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着廃液	
	5 廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アルカリ性めっき廃液、現像廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、廃ポリ容器、廃タイヤ	
政令	7 紙くず※	紙・板紙のくず	紙・紙加工品製造業、出版業、製本業等
		工作物の新築、改築、除去に伴って発生した紙くず	建設業
	8 木くず※	木材片、おがくず、樹皮	木材・木製品製造業、パルプ製造業等、物品賃貸業
		家具・器具類等	
		工作物の新築、改築、除去に伴って発生した木くず	建設業
		貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず	
	9 繊維くず※	木綿等の天然繊維くず	繊維工業（縫製除く）
		工作物の新築、改築、除去に伴って発生した繊維くず	建設業
	10 動植物性残さ※	醸造かす、魚・獣のあら	食料品製造業、医薬品製造業等
	11 動物系固形不要物※	と畜場で発生した牛・豚等の不要部分	と畜場、食鳥処理場
	12 ゴムくず	天然ゴムくず	
	13 金属くず	鉄鋼・非鉄金属の切削くず、古鉄	
	14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空びん、レンガくず、石膏くず、石膏ボード、製造工程で発生したコンクリートくず	
	15 鉱さい	高炉・平炉・電気炉の残さい、鋳物廃砂、不良鉱石	
	16 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って発生したコンクリート・レンガ・かわら等の破片、アスファルト破片	
	17 家畜ふん尿※	牛・豚・鶏等のふん尿	畜産農業
	18 家畜の死体※	牛・豚・鶏等の死体	畜産農業
	19 ばいじん	ばい煙発生施設、廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん	
	20 上記のものを処分するために処理したもので、これらに該当しないもの	コンクリート固型化の処理をしたもの	

※7, 8（貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずを除く）、9, 10, 11, 17, 18は、発生事業所の業種が指定されている。

3 事業系一般廃棄物の処理方法

(1) 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、次の3つの方法により処理することになります。



※一般廃棄物収集運搬業の許可の無い業者に依頼することは、委託基準違反（廃棄物処理法第25条第1項第6号）となり、処罰の対象となるので注意が必要です。ただし、古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維のみを資源化する場合は許可のない業者でも可能です。

(2) 許可業者に収集・運搬を委託する場合

ア 収集の開始

業者に一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合には、まず、その業者が名古屋市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けており、かつ、委託をしようとする廃棄物が許可の範囲に含まれていることを確認し、事前に下記の事項について相互に確認した上で契約してください。

ビル管理者が排出事業者（テナント）のごみを一括して許可業者に依頼する場合も、各排出事業者と許可業者との契約書等による依頼確認は必要です。

（ごみの収集運搬許可業者は名古屋市ウェブサイトでご確認ください。）

名古屋市ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

サイト内検索

許可業者

検索

許可業者に委託する時の確認事項

許可業者に収集・運搬を委託する場合は、事前に下記の事項について確認してください。

事 項	確認内容		
①廃棄物の種類	排出する廃棄物の種類	(例) 紙くず、生ごみ(食品廃棄物)、木くず等	
②1ヶ月間の 排出量	廃棄物合計 t	可燃	t
		不燃	t
	資源合計 t	紙	t
		生ごみ	t
		ガラスびん	t
		缶	t
		その他	t
③契約単価	廃棄物 1t あたり	円	廃棄物の処理手数料については、1kgまでごとに税込50円以内です。資源化費用は許可業者と相談してください。
	資 源 1t あたり	円	
④収集回数 及び曜日	可 燃	週	回
			曜日
	不 燃	週	回
			曜日
	資 源	週	回
			曜日
⑤収集時間	何時頃 又は 特になし		希望する収集時間があれば、確認してください。
⑥収集方法 収集場所			可燃、不燃は袋収集になります。袋は、名古屋市指定袋(許可業者用)を使用してください。
⑦その他			

イ 許可業者の収集運搬料金

許可業者にお支払いいただく廃棄物の収集・運搬・処分手数料の上限金額は1kgあたり税込50円です。(許可業者が名古屋市に支払う処分手数料(1kgあたり税込20円)を含みます。)

資源化が可能なもの(資源化可能な紙類、空き缶、空きびん、ペットボトル、発泡スチロール、スプレー缶類)は市の処理施設では受け入れをしません。処理方法の詳細は、8ページから15ページの「事業系廃棄物の減量・リサイクルの進め方」をご覧ください。

ウ ごみの出し方

廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみに区分して、各々許可業者用の指定袋に入れて収集・運搬を委託します。指定袋には、排出事業者名を必ず記入してください。

可燃ごみ用 袋の色：レモンイエロー 文字の色：赤	名古屋市指定袋(承認番号〇号) 事業系可燃ごみ 生ごみ、ちり紙等のリサイクル できない紙くず 排出事業者名 名古屋市一般廃棄物許可業者用	名古屋市指定袋(承認番号〇号) 事業系不燃ごみ 燃やすのに適さないごみ 排出事業者名 名古屋市一般廃棄物許可業者用	不燃ごみ用 袋の色：レモンイエロー 文字の色：緑

※ 許可業者用の指定袋の購入方法については、許可業者、ビルメンテナンス業者、清掃用品を扱う商店などにお尋ねください。

※ 資源の収集を許可業者に委託する場合には、分別方法や排出方法については許可業者とご相談ください。

エ スプレー缶類・発火性危険物

清掃工場やごみ収集車の火災を防ぐため、スプレー缶類は、必ず中身を完全に使い切ったうえで、資源として分別して排出してください。

また、使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）、加熱式たばこ・電子たばこは、「発火性危険物」として不燃物とは分別して排出してください。

スプレー缶類・発火性危険物の排出方法・収集方法などは、収集の契約をしている許可業者へお問い合わせください。

オ ごみとして出せないもの（搬入禁止物）

次のものは許可業者に収集・運搬を委託する場合、可燃ごみ、不燃ごみとして出すことはできません。

品目名	処理方法
資源化可能なもの （資源化可能な紙類、空き缶、空きびん、ペットボトル、発泡スチロール、スプレー缶類など）	市の処理施設では受け入れをしません。品目ごとに分別して資源化してください。（資源化の進め方や、資源回収業者の連絡先については、この冊子の8ページから15ページの「事業系廃棄物の減量・リサイクルの進め方」をご覧ください。）
家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ※、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、いずれも家庭用として製造されたもの） ※ブラウン管式、液晶式、プラズマ式のもの。	○家電量販店へ依頼 家電を買い換える販売店かその家電を買った販売店に回収を依頼してください。 ○自ら指定引取場所へ運ぶ 郵便局でリサイクル料金を支払った後、指定引取場所へ運んでください。 ○産業廃棄物処理業者に処理委託 現在ごみを収集している許可業者に産業廃棄物の相談、又は（一社）愛知県産業資源循環協会（電話052-332-0346）にご相談ください。
使用済パソコン	直接パソコンメーカーに問い合わせ・申し込みを行ってください。（法人ユーザーから廃棄される使用済パソコンの回収・再資源化がメーカーによって行われています。）または現在ごみを収集している許可業者に産業廃棄物の相談、もしくは（一社）愛知県産業資源循環協会（電話052-332-0346）にご相談ください。
小型家電リサイクル法対象品目	○認定事業者へ引き渡す ○産業廃棄物処理業者に処理委託 現在ごみを収集している許可業者に産業廃棄物の相談、又は（一社）愛知県産業資源循環協会（電話052-332-0346）にご相談ください。 ※出るごみの性状が家庭並みで排出量が少量の場合は、市の小型家電回収ボックスに出すことができます。
ボタン電池	○産業廃棄物処理業者に処理委託 現在ごみを収集している許可業者に産業廃棄物の相談、又は（一社）愛知県産業資源循環協会（電話052-332-0346）にご相談ください。
小型充電式電池	○リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池のうちスリーアローマークがついているものは（一社）JBRCによる処理もできます。 詳しくはホームページをご確認ください。 https://www.jbrc.com/ ○産業廃棄物処理業者に処理委託 現在ごみを収集している許可業者に産業廃棄物の相談、又は（一社）愛知県産業資源循環協会（電話052-332-0346）にご相談ください。
産業廃棄物・処理困難物	産業廃棄物、液状のもの、引火性の強いもの、爆発物、発火物、有害性のあるもの、大型重量物等の処理困難物は名古屋市の処理施設では処理できません。現在ごみを収集している許可業者又は（一社）愛知県産業資源循環協会（電話052-332-0346）にご相談ください。

（３）市の処理施設へ自己搬入する場合

排出事業者自らが本市の処理施設へ搬入する場合には、廃棄物の処分手数料（原則として1kgあたり税込20円）を負担することになります。

また、搬入できるのは「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「大型ごみ」（いずれも産業廃棄物を除く。以下同じ。）に限ります。「資源」は搬入できません。搬入の際には、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「大型ごみ」は正しく分別して搬入しなければいけません。

また、前ページに掲げる「搬入禁止物」も搬入することができません。

搬入には、あらかじめ、ごみが発生した区の環境事業所で手続きが必要です。また、受付時間や搬入できる品目・量などが決められています。詳しくは、各区の環境事業所へお問い合わせください。

お問合せ先（市外局番052）

千種環境事業所 電話:771-0424 FAX:771-5113	熱田環境事業所 電話:671-2200 FAX:671-2290
東環境事業所 電話:723-5311 FAX:723-5320	中川環境事業所 電話:361-7638 FAX:354-4389
北環境事業所 電話:981-0421 FAX:981-5399	港環境事業所 電話:382-3575 FAX:384-0562
西環境事業所 電話:522-4126 FAX:522-8376	南環境事業所 電話:614-6220 FAX:614-6223
中村環境事業所 電話:481-5391 FAX:471-5043	守山環境事業所 電話:798-3771 FAX:798-3772
中環境事業所 電話:251-1735 FAX:251-1736	緑環境事業所 電話:891-0976 FAX:891-0276
昭和環境事業所 電話:871-0504 FAX:871-0505	名東環境事業所 電話:773-3214 FAX:773-3215
瑞穂環境事業所 電話:882-5300 FAX:882-5305	太白環境事業所 電話:833-4031 FAX:833-6823

（４）自家処理施設で処理する場合

一定規模以上の自家処理施設は、一般廃棄物処理施設の設置許可及び保健センターへの届出が必要になる場合があります。また、自家処理施設の種類によっては、廃棄物処理法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）で定める基準を満たす必要があります。

ごみの野外焼却は禁止されています。

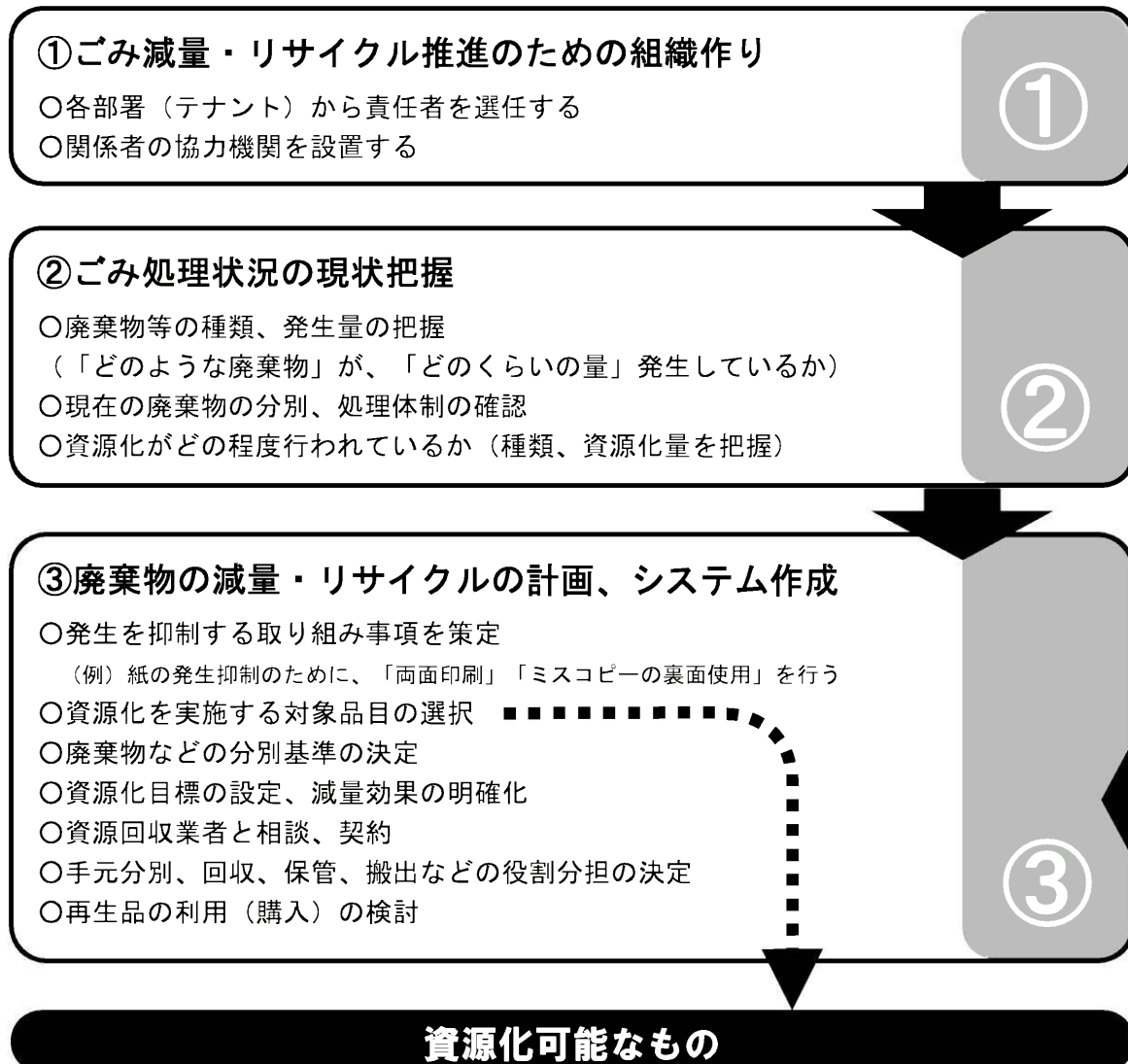
ごみの不適正処理による生活環境の悪化を防止するため、公益上又は社会慣習上やむをえない場合などを除き、簡易な廃棄物焼却炉による焼却や野外焼却は原則禁止されています。

また、焼却設備を用いてごみを燃やす場合であっても、燃焼室に温度計を設置する、燃焼温度を800℃以上に保つ、助燃装置を設けるなど、廃棄物処理法及び環境保全条例で定める基準を満たした焼却設備を用いるとともに、当該焼却を行おうとする者は、できる限り周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければなりません。

たとえ禁止となっていない場合であっても、ごみの焼却は、燃やす方法や燃やすものにより、黒煙や悪臭の発生など、近所に迷惑をかけることもありますので、できる限りごみを燃やさないようお願いいたします。

4 事業系廃棄物の減量・リサイクルの進め方

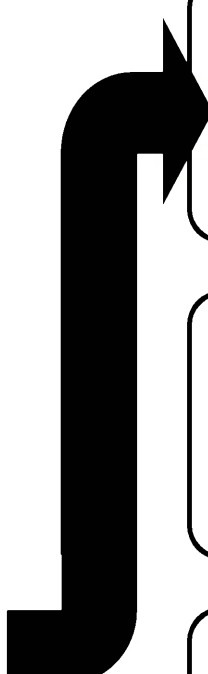
(1) 廃棄物の減量・リサイクル計画の作成と実施までの手順



技術的には、ほとんどのものは資源化できますが、現在一般的に資源化可能といわれているのは、次のようなものです。

- ①古紙（新聞・雑誌・段ボール・OA用紙・雑がみ・シュレッダー古紙など）
- ②金属（空き缶・スプレー缶類など）
- ③空きびん（ガラス製）
- ④廃プラスチック（ペットボトル、発泡スチロールなど ただし同種のものに分別されていること）
- ⑤生ごみ（食品廃棄物）
- ⑥せん定枝類

これらのうち、資源化可能な紙類、空き缶、空きびん、ペットボトル、発泡スチロール、スプレー缶類は名古屋市の処理施設への搬入を禁止しています。



④施設の整備

- 廃棄物、再利用対象物の保管場所の整備
（例）区分けの表示をする、分別保管容器を設置する
- 各部署（テナント）やフロア毎に、計画に沿った古紙回収箱や分別回収箱を設置

④

⑤社員・従業員への啓発、計画の周知

- 分別の種類、方法などをフロー図で表示
- 社員・従業員の役割（手元分別）を周知
- 具体的な行動手順を示す
- テナント会議や従業員研修会などの開催

⑤

⑥計画実施の進行管理

- 各部署やテナント内での取り組み状況のチェック
- 各部署（テナント）、フロアでの分別状況点検
- 保管場所で適正に分別
- 定期的にごみ発生量、資源化量の実績を把握

⑥

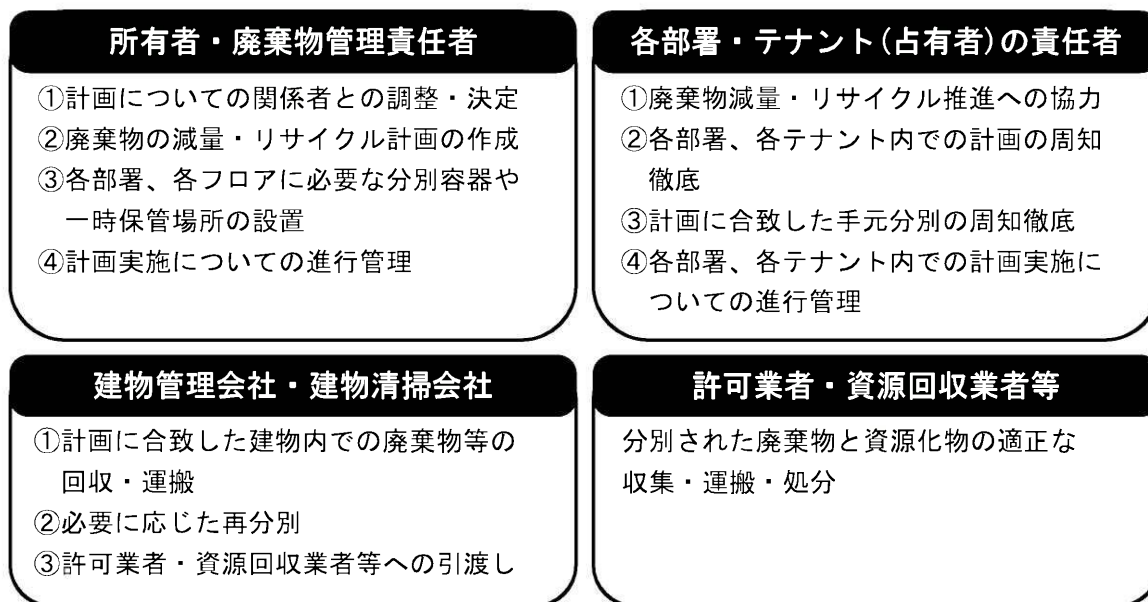


⑦見直し、改善

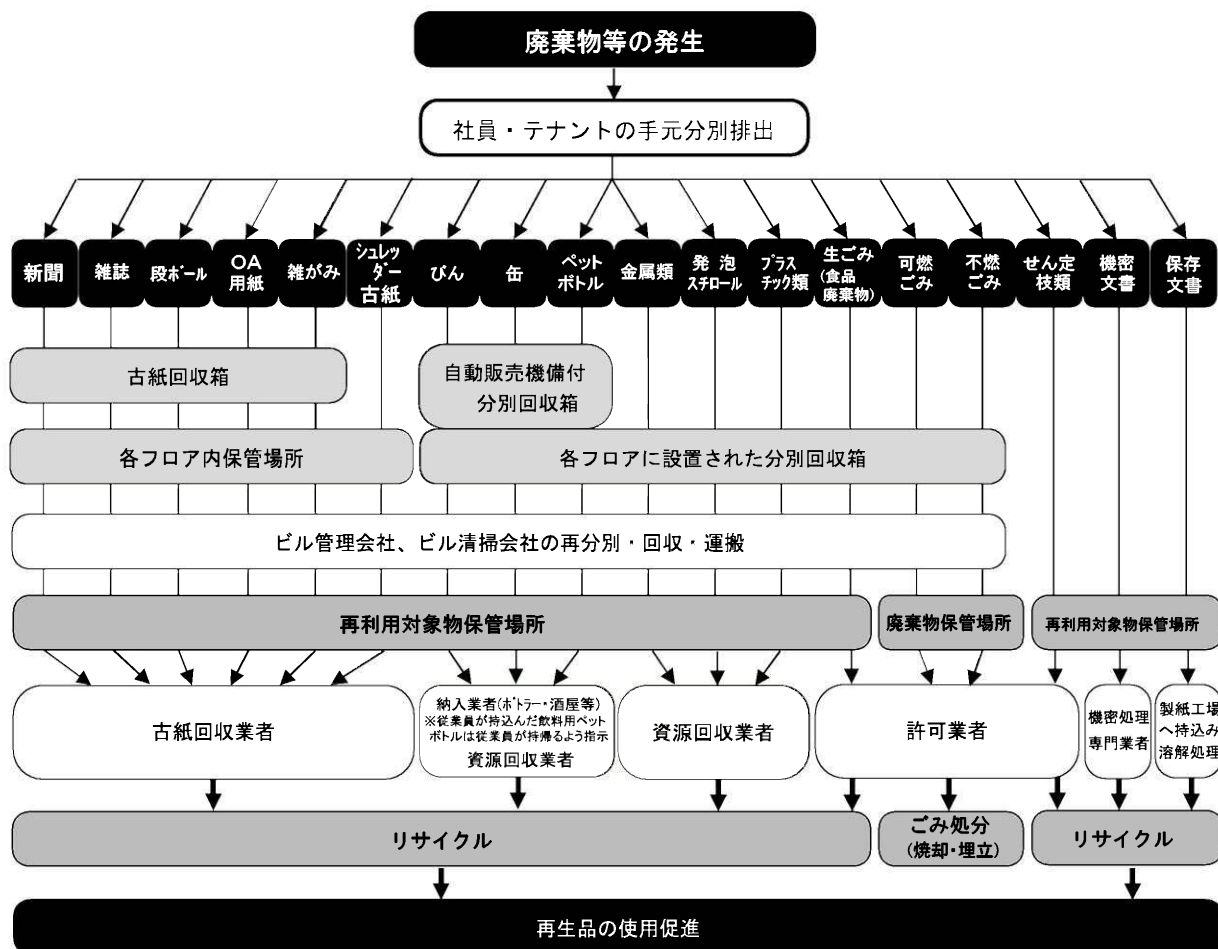
- 目標との違いの原因を分析する
- 目標に達していない部署やテナントに対して、結果を通知し改善を求める
- 必要に応じてテナント会議や従業員研修会などで状況を伝え、意識啓発に努めるとともに、さらなる徹底を図る

⑦

(2) 廃棄物の減量・リサイクル計画の実施における関係者の役割



(3) 廃棄物の減量・リサイクルシステムのモデル



(4) 資源化の方法



※市の資源収集に出すことができるのは、市が収集を行っている資源に限ります。事業系廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ）については、少量であっても市は収集しません。事業系廃棄物の収集・運搬は自ら行うか許可業者に委託してください。

※資源化可能なものの収集・運搬を許可業者や資源回収業者に委託する場合は、必ず可燃ごみ、不燃ごみとは別にし、品目ごとに分別してください。具体的な分別区分や排出方法、料金などは各業者にお尋ねください。

(5) 許可業者・資源回収業者に委託する場合

許可業者・資源回収業者に資源化可能なものを引き渡す場合には、事前に引き渡し可能なものを品目ごとに分別しておく必要があります。

引き取り価格、持ち込み・回収の要否その他条件については、個々の業者にお問い合わせください。

資源化可能なものを有価で売却するのではなく、料金を支払って資源化を委託する場合、原則としてその資源回収業者には廃棄物処理業の許可が必要です。

ただし、例外として、古紙類、金属（空き缶等）、空きびん類（ガラス製）及び古繊維の4品目については、専ら再生利用する目的で収集・運搬したり、中間処理（再生）したりすることは、廃棄物処理業の許可がない業者でも可能です。

これら4品目に該当しないものは、たとえ資源化する場合でも、許可がないと他人からの委託を受けて収集・運搬や処分をすることはできません。例えば、事業者が排出する廃プラスチックは、一般的に産業廃棄物に該当しますので、収集・運搬や資源化を委託する場合には、産業廃棄物処理業の許可を持っている業者に委託してください。

生ごみ（食品廃棄物のことをいう。）は、食料品製造業者等において原料として使用した動植物性の不要物は産業廃棄物となりますが、それ以外は一般廃棄物となります。他人からの委託を受けて生ごみの再資源化を行うには、受け入れる生ごみの種類に応じた廃棄物処理業の許可が必要です。

(6) 市の資源収集を利用する場合

現在、市が資源として収集している資源については、性状が家庭から出るものと同じで、かつ、1収集日につき、品目別の発生量が45リットル袋1袋（スプレー缶類については20リットル袋1袋）までであれば、市の資源収集に出すことが可能です。

資源収集の曜日や収集場所については、排出する区の環境事業所にお尋ねください。（7P参照）

市が収集を行っている資源は、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、スプレー缶類です。

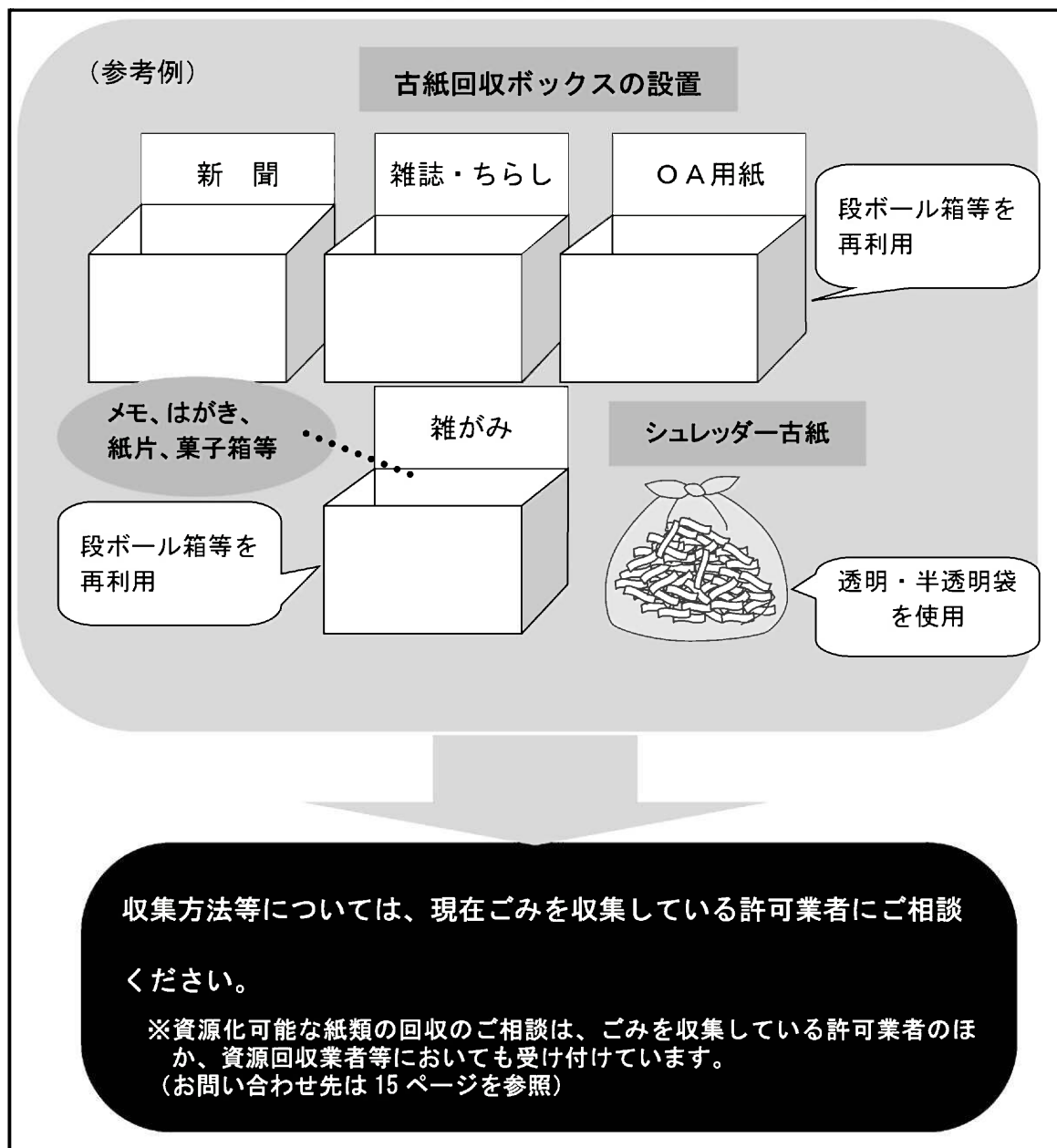
新聞、雑誌、段ボール、OA用紙、雑がみなどの古紙は、市では収集を行っていません。古紙回収業者等を通じて資源化をしてください。

また、小型家電のうち、一般家庭から出る種類・量程度のものは、市の回収ボックスに出すことができます。

(7) 古紙の資源化

- 同じ種類の紙ごとに分別して集めることがポイントです。紙の種類によって利用される製品の用途が違います。新聞、雑誌、段ボール、OA用紙、雑がみなど紙の種類ごとに分別して、回収業者等に引き渡してください。
 - かつては、リサイクルが困難と言われていたシュレッダーにかけた紙などについても、ほとんどの回収業者でリサイクルが可能です。こうした紙類についても極力資源化を進めるようにしてください。
- ※具体的な分別方法、リサイクルできない紙（禁忌品）等については、必ず回収業者に確認の上、分別、リサイクルを進めてください。

下記(参考例)のような古紙回収ボックスを設置すれば、古紙が分別しやすくなります。



（８）食品ロスの削減・生ごみ（食品廃棄物）の資源化

●食品ロスの削減

食品ロス削減推進法により、行政・事業者・消費者等が連携し、それぞれの立場において主体的に食品ロスの課題に取り組んでいくことが求められています。

事業活動から排出される食品ロスの削減に努めるとともに、消費者に対する自らの取組みの情報提供や周知活動に積極的に取り組んでください。

具体的な取組み（例）

- ・ 自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、削減を図る
- ・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用
- ・ 納品期限（３分の１ルール）の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長
- ・ 季節商品の予約制等需要に応じた販売
- ・ 値引き・ポイント付与等による売りきり
- ・ 飲食店の「食べ残しゼロ協力店」登録、小盛りメニュー導入、持ち帰りへの対応等
- ・ 食品ロス削減に向けた取組み内容等の積極的な開示

●生ごみ（食品廃棄物）の資源化

食品リサイクル法により、食品関連事業者は、食品廃棄物の再生利用等を可能な限り実施する義務があります。食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用等に取り組んでください。

また、食品関連事業者以外でも食品廃棄物を多く排出する事業者は可能な限り再生利用等に努めてください。

食品リサイクル法の概要

食品関連事業者

業 種	主な業者
食品の製造・加工業者	食品メーカーなど
食品の卸売・小売業者	百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋など
飲食店、食事の提供を伴う事業を行う者	食堂、レストラン、ホテル、旅館、結婚式場など

再生利用等

- ・ 食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、再生利用等を実施
- ・ 食品循環資源の再生利用手法の優先順位は、①飼料化、②肥料化、③きのこ菌床への活用、④その他の順

国の指導・勧告等

- 国は食品関連事業者に対し、必要に応じて指導、助言します。
- 食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者（食品廃棄物等多量発生事業者）で、再生利用等が著しく不十分な場合に、勧告、公表及び命令の措置が行われます。命令に従わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が適用されます。

発生抑制に関する目標

国により業種毎の基準発生原単位が定められています。食品関連事業者は目標期間内に食品廃棄物等の発生原単位がこの基準発生原単位以下になるよう努めてください。

再生利用等基準実施率

食品関連事業者には、事業者ごとに、その年度の再生利用等実施率の目標（基準実施率）が定められています。事業者は毎年度、基準実施率以上となるように取り組んでください。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{その年度の（発生抑制量＋再生利用量＋熱回収量} \times 0.95^{\ast} \text{＋減少量）}}{\text{その年度の（発生抑制量＋発生量）}}$$

※熱回収量については、省令に定める「熱回収の基準」を満たす場合のみ算入できます。

基準実施率＝前年度の基準実施率＋前年度の基準実施率に応じた増加ポイント

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2 %
50%以上80%未満	1 %
80%以上	維持向上

業種別・再生利用等の実施率目標

実施率目標は食品関連事業者に個別に義務づけるものではなく、それぞれの事業者が、判断基準省令に従い、食品循環資源の再生利用等に計画的に取り組んだ場合に、令和6年度までに、その業種全体での達成が見込まれる目標です。

食品製造業
95%

食品卸売業
70%

食品小売業
60%

外食産業
50%

再生利用等を進めていく上での注意点

分別の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

容器包装、食器、楊枝等の異物や、再生利用に適さない食品廃棄物が混入すると、堆肥等の再生利用が困難になる他、処理に過大な負荷がかかり、悪臭等が発生することがあります。再生利用事業者の受入基準に適合するよう、しっかりと分別してください。

法令の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

食品リサイクル法の趣旨に基づき、再生利用等を推進する場合においても、廃棄物処理法等、関係法令の遵守が当然求められます。例えば、第三者の食品循環資源を廃棄物（＝無価値物）として受け入れたり、収集運搬する行為は、廃棄物処理法上の許可を有していなければ行うことができません。

（ただし、食品リサイクル法では「再生利用事業計画」の認定等を受けると、こうした許可が一部不要となる場合があります。）再生利用等を他者に委託する場合、適正に委託業者を選定してください。

保管上の注意点

臭気対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

食品廃棄物は水分を多く含み、腐敗しやすい特性があるため、臭気対策が不可欠です。

資源回収業者等のお問合せ先

品目		団体名及び所在地	電話番号・FAX番号
古紙・機密書類		愛知県古紙協同組合 名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル7階	電話 052-533-2371 FAX 052-533-2372
		名古屋リサイクル協同組合 名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル7階	電話 052-582-3990 FAX 052-533-2372
鉄くず (空き缶を含む)		愛知県鉄屑加工処理協同組合 名古屋市中村区名駅南1-16-21 三井物産ビル1階 一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会 中部支部内	電話 052-586-3681 FAX 052-533-2655
びん		中部びん商連合会 名古屋港区正保町8-8 (株) 安田商店 内	電話 052-381-6201 FAX 052-381-6205
		東海硝子原料問屋組合 岩倉市北島町中野田36番地 (有) 大原硝子店 内	電話 0587-66-6451 FAX 0587-66-5575
古繊維		愛知県再生繊維協同組合 あま市西今宿梶村3-65 (有) 山田ウエス 内	電話 052-441-3763 FAX 052-443-6981
古紙・古繊維 金属くず		名古屋再生資源協同組合 名古屋市中区大須4-11-17 日比野UHビル6階	電話 052-228-9371 FAX 052-228-9372
せん定枝類		名古屋港木材倉庫(株) 名古屋市南区加福町2-2-2	電話 052-611-9700 FAX 052-611-9985
生ごみ (食品廃棄物)	飼料化	中部有機リサイクル(株) (名古屋エコフィードセンター) 名古屋市守山区花咲台2-1102	電話 052-725-9200 FAX 052-725-9201
一般廃棄物	名古屋市ウェブサイト 一般廃棄物収集運搬業者の一覧 https://www.city.nagoya.jp/ サイト内検索 許可業者 検索		
	名古屋市一般廃棄物事業協同組合		電話 052-961-5383
産業廃棄物		(一社) 愛知県産業資源循環協会 名古屋市中区金山2-10-9 第8フクマルビル5階	電話 052-332-0346 FAX 052-322-0136

※ペットボトル、発泡スチロール、プラスチック類は、「産業廃棄物」の品目となります。

5 事業用大規模建築物及び多量排出事業者

名古屋市では、事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理を進めるため、事業用大規模建築物の所有者及び多量排出事業者に対して、廃棄物処理法、市条例、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」（以下「市規則」という。）にもとづき指導を行っています。

事業用大規模建築物とは

- ① 事業の用途に供される部分の延べ面積が1,000㎡以上の建築物（学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000㎡未満のものを除く。）
- ② 一の建物（一の建物として、大規模小売店舗立地法施行令第1条で定めるものを含む。）であって、その建物内の小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500㎡を超える店舗

複数の店舗からなる一つの建築物の場合、その建物内の店舗面積の合計を基準とします。



☆市規則第3条の3に基づきます。

所有者の範囲

事業用大規模建築物の所有者は、その建築物に対し民法上の所有権を有する者です。ただし、次のような者を所有者とみなすこととします。

- ◎共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- ◎管理組合が構成されていない場合は、主たる共有者、区分所有者又は共有者、区分所有者の中から選んだ代表者
- ◎建物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有して使用している者
- ◎所有者から、その建築物の維持、清掃業務の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を委任されている者

※1 事業用建築物や店舗から排出される廃棄物は、それぞれ建築物内の廃棄物保管場所又は再利用対象物保管場所に集められ、管理・保管されたのちに搬出されることや、その保管場所が多くの場合共用部に設けられるため、設置・管理が所有者の所管となることから、市条例では所有者を、廃棄物に関する総括的な責務を有する者としています。

事業用大規模建築物の占有者の義務

事業用大規模建築物の占有者とは、建築物を使用している事業者（テナントビルでは個々のテナント）を指します。廃棄物は、建築物の所有者のみではなく、当然占有者も排出します。従って、事業用大規模建築物の占有者には、所有者並びに廃棄物管理責任者の定めた廃棄物処理計画に従って廃棄物の減量及び適正処理に努める義務が生じます。

多量排出事業者とは

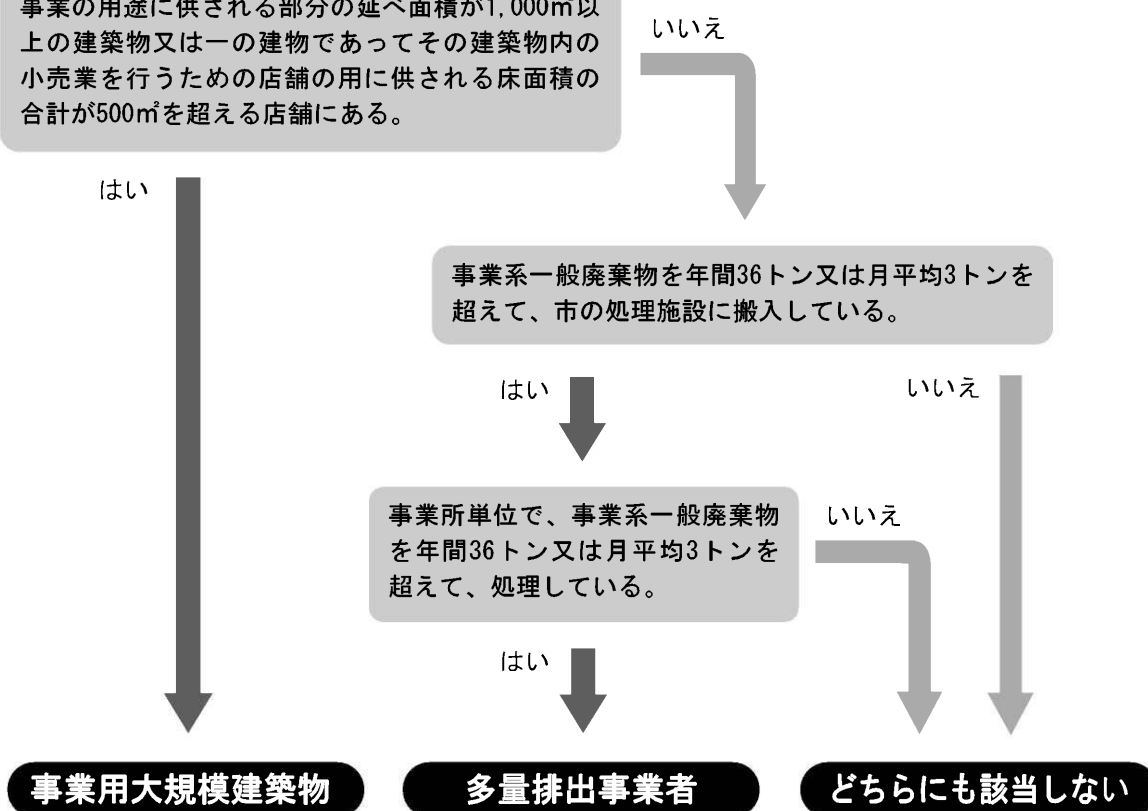
- ① 事業系一般廃棄物（※1）を年間（4月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下同じ。）36トン又は月平均3トンを超えて、市の処理施設に搬入する事業者を多量排出事業者（※2）といいます。
- ② 多量排出事業者が占有する建築物を多量排出事業所といいます。
- ③ 収集運搬業者と契約し、または自ら市の処理施設に搬入して事業系一般廃棄物を処理する事業所単位をもって一の事業者と数えます。
- ④ 一の建築物において二以上の排出単位がある場合には、それぞれを一の事業者と数えます。
- ⑤ 多量排出事業者は、多量排出事業所の占有者のほか、多量排出事業所の所有者又は占有者から建築物の管理を委託されている者を含みます。

※1 市規則第7条第1項に規定する理由により発生する事業系一般廃棄物及び専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う事業者により搬入される再生利用に適さない残さを除きます。

※2 事業用大規模建築物にある事業者は多量排出事業者に含みません。

☆「多量排出事業所における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」第2条に基づきます。

事業の用途に供される部分の延べ面積が1,000㎡以上の建築物又は一の建物であってその建築物内の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500㎡を超える店舗にある。



事業用大規模建築物の所有者・多量排出事業者の義務（その１）

廃棄物管理責任者の選任・届出

事業用大規模建築物の所有者及び多量排出事業者は、事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担う中心的な担当者として、「廃棄物管理責任者」（多量排出事業者は「多量廃棄物管理責任者」。以下「廃棄物管理責任者」といいます。）を選任し、市長あてに届出をしなければなりません。

（１）廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、事業所全体の廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理を実施するために、社員やテナント、その他関係者の中心となり、具体的な企画・調整や助言・指導を行っています。

廃棄物管理責任者の具体的な業務

- 廃棄物の種類、発生量、処理方法などの実態の把握
 - 廃棄物の減量・リサイクルの計画とシステムの作成
 - 廃棄物の減量・リサイクルを推進する事業所内の組織・体制の整備
 - 従業員やテナントに対しての指導・啓発
 - 計画実施についての進行管理
 - 廃棄物の減量や適正処理についての情報収集
- など

（２）廃棄物管理責任者の選任基準

廃棄物管理責任者の選任は、事業所から生ずる廃棄物の状況を常時把握できる方の中から行わなければなりません。なお、必要な資格などはありません。ただし、廃棄物や再利用対象物の収集業者は廃棄物管理責任者として選任できません。

（３）廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の提出

廃棄物管理責任者を選任した場合は、「廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」をすみやかに提出してください。変更があった場合は、選任のときと同様すみやかに提出をお願いいたします。なお、用紙については、名古屋市ウェブサイトからダウンロードしていただくか、名古屋市環境局資源循環推進課までご請求ください。郵送又は電子申請でご提出ください。

名古屋市ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

サイト内検索

提出先

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局資源循環部資源循環推進課
TEL052-972-2390

(4) 廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の記入方法

廃棄物管理責任者

事業所から発生する廃棄物の状況を把握できる方の中から選任してください。（18P参照）
ただし、廃棄物や再利用対象物の収集業者は廃棄物管理責任者として選任できません。

届出者の住所等

事業用大規模建築物の場合は所有者、多量排出事業者の場合は事業者の所在地・名称を記入してください。

※以下も所有者とみなします。（16P参照）

- ・共有者又は管理組合の代表者
- ・建物を事実上占有して使用している者
- ・総合的な管理権限を委任されている者 等

		（あて先）名古屋市長		〇〇年4月10日	
		所有者	住 所	名古屋市中区三の丸三丁目1-1	
			（所在地）	名古屋商事株式会社	
			氏 名	代表取締役 名古屋太郎	
			（名称及び代表者氏名）		
			電話番号	（052）123-4567	
		建 築 物 の 所 在 地		名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
		建 築 物 の 名 称		名古屋商事ビルディング	
選 任	新 廃 棄 物 管 理 責 任 者	会 社 名	名古屋商事株式会社		
		職 名	総務部総務課 課長 ← 所属部署及び役職などを具体的に記載してください。		
		（フリガナ）	アイチ イチロウ		
		氏 名	愛知 一郎 ← 指定後、遅滞なく選任		
		連絡先	住 所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
		電 話	（052）123-4567 ← 勤務する事務所の代表番号ではなく、該当者に直接連絡がとれる電話番号		
		所有者との関係		建物所有者の従業員	
変 更 前	旧 廃棄物管理責任者 職 名 ・ 氏 名	総務部総務課 課長 名古屋 太郎			
	連 絡 先（電 話）	（052）234-5678			
選 任（変 更）年 月 日		〇〇年4月1日			
変 更 理 由		人事異動のため			

※備考：用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

所有者との関係

廃棄物管理責任者と所有者（多量排出事業者）の具体的な関係を記載してください。
（例）「事業者本人」、「ビル管理会社の社員」など

連絡先

廃棄物管理責任者が常駐し、又は日中連絡が取れる勤務場所などの住所を記入してください。

事業用大規模建築物の所有者・多量排出事業者の義務（その2）

減量計画書の提出

事業用大規模建築物の所有者及び多量排出事業者は、毎年5月31日までに、廃棄物の減量に関する前年度実績と当該年度の減量計画をまとめた「事業系廃棄物減量計画書」（多量排出事業者の場合は「多量廃棄物減量計画書」。以下「減量計画書」といいます。）を作成して、市長あて提出しなければなりません。用紙については、名古屋市ウェブサイトからダウンロードしていただくか、名古屋市環境局資源循環推進課までご請求ください。郵送又は電子申請でご提出ください。

名古屋市ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

サイト内検索 **減量計画書** 検索

（1）減量計画書の記入例（表面）

5月末日までに提出

提出者
所有者の所在地・名称を記入してください。
※以下も所有者とみなします。（16P参照）
・共有者又は管理組合の代表者
・建物を事実上占有して使用している者
・総合的な管理権限を委任されている者 等

廃棄物の種類
事業系一般廃棄物についてご記入ください。産業廃棄物は含みません。

廃棄物の量
テナントが複数入居しているビルの場合、個々のテナントの合計量を記入して下さい。

生ごみ
食品ロス（可食部）とは、本来食べられるのに捨てられてしまう「期限切れ」「食べ残し」「売れ残り」などのことです。推計値でも構いません。

可燃ごみ
上の項目から順に記入して、古紙・生ごみ・せん定枝類、紙おむつ以外の可燃ごみ（文具・ゴム手袋など）をご記入ください。ただし、産業廃棄物は除きます。

実績
前年度（前年の4月1日から3月31日まで）の1年間の実績を記入してください。※年度途中で建物を供用開始の場合、供用開始から3月までの実績を記入してください。

計画
提出年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の1年間の計画を記入してください。

事業系廃棄物減量計画書（令和 年度）

市長 所有者の 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等による規定により、次のとおり提出します。

建築物の所在地	建築物の名称	発生量 トン/年 (A+B)	ごみ処分量 トン/年 (A)	資源化量 トン/年 (B)	資源化率 (%) (B)/(A+B)	
古紙	OA用紙（コピー紙等）					
	新聞・雑誌・段ボール					
	機密書類（密着処理・リサイクル古紙）					
	雑がみ（包装紙・紙箱等）					
	生ごみ	生ごみ（食品廃棄物）				
		うち食品ロス（可食部）				
		せん定枝類				
		紙おむつ				
		可燃ごみ				
	その他	空き缶				
空きびん						
ペットボトル						
金属類（びん・缶など）						
ガラス類（空きびん除く）						
発泡スチロール						
プラスチック類（びん・缶・発泡スチロール除く）						
不燃ごみ						
合計 (C)		0	0	0		
実績		OA用紙（コピー紙等）				
	新聞・雑誌・段ボール					
	機密書類（密着処理・リサイクル古紙）					
	雑がみ（包装紙・紙箱等）					
	生ごみ	生ごみ（食品廃棄物）				
		うち食品ロス（可食部）				
		せん定枝類				
		紙おむつ				
		可燃ごみ				
	計画	空き缶				
空きびん						
ペットボトル						
金属類（びん・缶など）						
ガラス類（空きびん除く）						
発泡スチロール						
プラスチック類（びん・缶・発泡スチロール除く）						
不燃ごみ						
合計 (D)		0	0	0		
対前年度比率 (%) (D/C)		0%				

量の入力
量は「トン単位」で記入してください。トンに満たない場合には、「0.5」というように記入してください。斜線部は記入不要です。

記入方法

廃棄物・資源化物の量の把握方法

廃棄物の減量・リサイクルを進めるためには、事業所においてどのようなごみがどのくらい発生しているかという現状を把握することが大変重要です。しかし、廃棄物には電気のようにメーターがあるわけではないので量の把握が困難です。そのため、次のような方法により量を推計してください。

①排出する際に計量する

毎日排出されたごみの重さをごみ毎にその都度ばねばかりや体重計などを利用して計量します。

* あるビルでは、人がごみを持って体重計にのり、その人の体重を引いてごみ量を算出しています。

②一定期間計量し、ごみの排出状況を把握する

毎日ごみを計量することは、大きな事業所では負担が大きくなります。そこで、一定期間（たとえば1週間）ごみ量をごみ種毎に計量し、ごみの排出状況を把握します。この排出状況から年間のごみ量を推計します。

この場合、時期による変動（年末・年度末や夏・冬）を考慮する必要があります。

③許可業者等との契約量から推測する

廃棄物などの処理契約量を基に、排出するごみ種毎の割合で按分し推計します。

④許可業者等から報告をもらう

○ A用紙・新聞などの古紙やびん・缶などの資源化物を専門の資源回収業者が回収している場合には回収業者から仕切り伝票を受領するなどして量を把握します。

⑤売上から推測する

建物内に設置してある飲料用の自動販売機の空きびんや空き缶は売上から推測する方法があります。設置条件により異なりますが、ボトラーから売上の一定割合が支払われると思います。この金額から自販機全体の売上金額が把握できます。この売上金額を自販機で販売している商品の平均単価で割ればおよそその年間の売上本数がわかります。この数字に販売されている商品の平均重量を乗じて販売品の総重量を計算します。この総重量をもとにして、実際にごみ処理・ボトラー回収されている割合に応じて、ごみ処分量・資源化量を算出してください。

提出先

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局資源循環部資源循環推進課
TEL052-972-2390

廃棄物の種類について

OA用紙 (コピー紙等)	コピー紙・コンピューター用紙・ファックス用紙などをいいます。
新聞・雑誌・ 段ボール	新聞・雑誌・段ボールのほか、パンフレット・カタログ・書籍・ポスター・ カレンダー・チラシなどをいいます。
機密書類	保存期間を経過した書類のほか、日常発生する書類の中でプライバシー保 護などの理由により、廃棄する際に注意を要するものをいいます。 (例) 情報保護のためシュレッダーにかけた書類
雑がみ (包装紙・紙箱等)	包装紙・封筒・はがき・メモ紙・レポート用紙・名刺・菓子箱などの再生 可能な紙をいいます。
生ごみ (食品廃棄物)	飲食店や食堂などから排出される生ごみの他、茶葉・コーヒーかすなどを いいます。
せん定枝類 (落葉含む)	樹木をせん定した枝葉や、落葉などをいいます。
可燃ごみ	上記以外のすべての可燃物をいいます。 資源化が困難とされる紙類(紙製禁忌品)の感熱紙・カーボン紙・防水 加工紙・ビニールコート紙などもこの中に含めてください。
空き缶	飲料用や調味料用などの空き缶をいいます。 (例) ジュース缶・サラダ油缶・乾物缶・菓子缶・茶筒
空きびん	飲料用や調味料用などの空きびんをいいます。 (例) ビールびん・ドリンク剤のびん・一升びん・コーヒーなどの食品類 のびん
ペットボトル	識別マーク(PETマーク)のついた飲料用や調味料用の容器をいいます。 (例) 清涼飲料水・お茶などの 飲料用容器、調味料用では 酒・みりん類・しょうゆの容器
金属類 (空き缶を除く)	空き缶以外の金属類をいいます。 (例) 金属製の文具、乾電池、スプレー缶類
ガラス類 (空きびんを除く)	空きびん以外のガラス類をいいます。 (例) ガラス・陶器の食器類、蛍光管
発泡スチロール	主に魚箱(トロ箱)、食品トレイ、 緩衝材などに使用されています。 識別マークのついたものもあります。
プラスチック類	包装資材のビニール、プラスチック類、ハンガー、菓子袋、ラップ類、カ ップラーメン、弁当の空き容器、洗剤などの容器などをいいます。
不燃ごみ	上記以外の不燃物をいいます。



識別マーク
(ペットボトルは「1」です)



識別マーク
(発泡スチロールは「6」です)

資源化量に計上するもの

資源化量には以下のものを計上してください。

紙類 ☐ A用紙、新聞・雑誌・段ボール、機密書類、雑がみ	☐ 資源回収業者が回収したもの ☐ 資源回収業者や製紙会社などに直接持ち込んだもの ☐ 許可業者が資源化を前提に回収したもの
生ごみ（食品廃棄物）	☐ 調理くずなどを家畜の飼料として利用したもの ☐ 許可業者が資源化（飼料化・堆肥化等）を前提に回収したもの ☐ 魚アラを資源として回収したもの ☐ 生ごみ処理機などにより堆肥化し、堆肥として利用したもの ☐ 水切り・乾燥などにより、ごみの重量を少なくして排出するような場合は、ごみの発生量を抑制したものとして処理後の重量を発生量に計上してください。
せん定枝類	☐ 枝葉や落葉などをチップ化や堆肥化して利用したもの ☐ 許可業者が資源化を前提に回収したもの
空き缶 空きびん ペットボトル	☐ 納品業者や自動販売機のボトラーなどに返却したもの ☐ 資源回収業者が回収したもの ☐ 資源回収業者などに直接持ち込んだもの ☐ 許可業者が資源化を前提に回収したもの
発泡スチロール プラスチック類	☐ 納品業者に返却したもの ☐ 資源回収業者が回収したもの ☐ 資源回収業者などに直接持ち込んだもの ☐ 許可業者が資源化を前提に回収したもの

減量計画立案時の注意点

①発生量が増加していませんか？

- 原因を究明して必要な対策を実施し、発生量を抑える必要があります。
- 必要以上に購入してごみとなっているような場合には、購入量の見直しが必要です。
- 納品される物品の梱包材が大量に発生している場合には納品方法の見直しが必要です。

②ごみ処分量が増加していませんか？

- ごみとして処分している中に資源化可能なものが混入していれば、それらの分別が必要です。

③資源化率が前年度より低下していませんか？

- 計画発生量が減る場合 → 資源化量を維持又は向上させてください。
- 計画発生量が変わらないか増えてしまう場合 → 資源化量を増やし、ごみ処分量を抑える計画が必要です。

(2) 減量計画書の記入例（裏面）

24

事業用大規模建築物の所有者の義務

廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置

廃棄物の保管場所を確保していないために、路上に廃棄物が放置されていたり、歩道にはみ出していたりすることがあります。これは近隣や通行人に対して迷惑であるばかりか、町的美観を損ない、ひいては事業所のイメージを損なうことになります。

また、廃棄物の減量・リサイクルを進めるには、資源化物を分別し、保管するスペースが必要です。

そのためにすべての事業用建築物の所有者は、廃棄物、再利用対象物（紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源化物）の保管場所の確保に努める必要があり、市条例等により設置の義務や設置に関する基準が定められています。

設置基準の詳細については名古屋市ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/> に掲載の「事業用建築物における廃棄物保管場所設置のあらまし」をご確認ください。

サイト内検索

(1) 廃棄物・再利用対象物保管場所の設置義務等

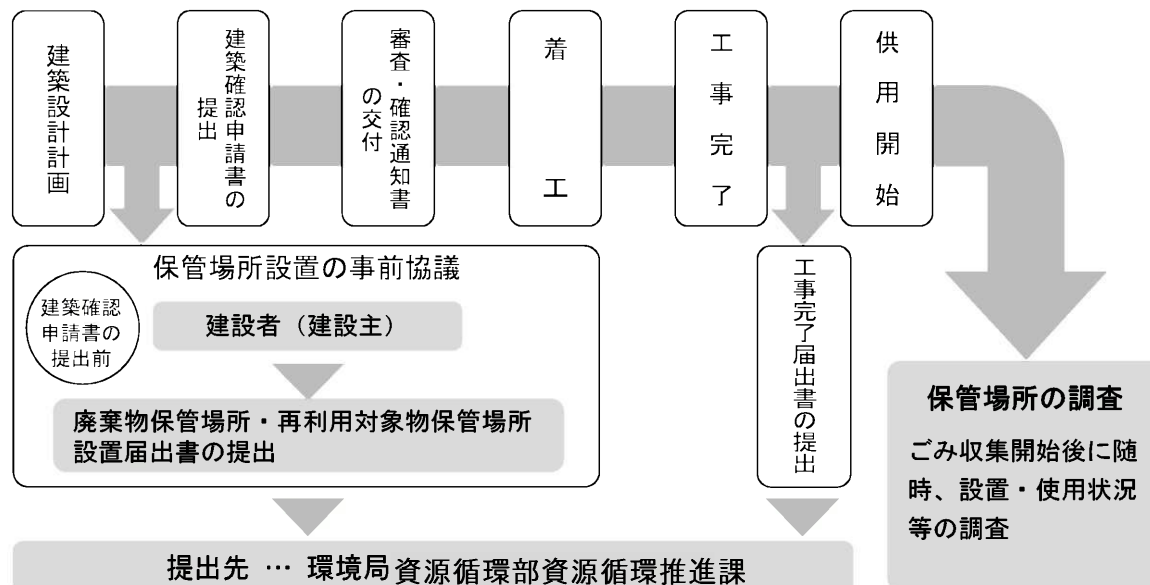
区分	対 象	建築物の建設者 (平成21年4月以降建築)	建築物の建設者 (平成4年11月以降～平成21年3月建築)	建築物の所有者 (平成4年10月以前建築)
廃棄物 保管場所	事業用の建築物 延べ面積 1,000㎡以上	設置の義務 事前届出義務	設置の義務 事前届出義務	設置に努める
再利用対象物 保管場所	事業用大規模 建築物	設置の義務及び 事前届出義務 (※1)	設置の義務及び 事前届出義務 (※2)	設置に努める

※1 事業の用途に供される部分の延べ面積が1,000㎡以上の建築物及び一の建物であって、その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500㎡を超える店舗

※2 事業の用途に供される部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物及び一の建物であって、その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500㎡を超える店舗

(2) 廃棄物・再利用対象物保管場所設置の届出及び協議のフロー図

保管場所設置については、建築確認申請書を提出する前に協議（届出）をしてください。



6 名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画の概要

基本理念 市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、
持続可能な循環型都市をめざします

平成11年2月のごみ非常事態宣言以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者の皆様との協働をベースに、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動することで、3Rの取り組みを推進します。

環境にも配慮しながら、安定的かつ効率的な施設整備に努め、持続可能な循環型都市「廃棄物などの発生抑制がすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられているまち」をめざします。

基本方針1 協働 ～3Rの取り組みを支える持続可能な仕組みづくり～
「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、名古屋の財産である市民・事業者との協働をベースに、ごみ減量の取り組みを進めます。

基本方針2 2Rの推進 ～「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす～
「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して2R（「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」）の取り組みを進め、天然資源の使用削減をめざします。

基本方針3 分別・リサイクルの推進 ～ごみも資源も分けて生かす～
「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。

基本方針4 環境に配慮した施設整備 ～将来にわたり持続可能な
処理・処分体制を確保する～

◎目標（令和10年度）

	平成26年度	令和10年度目標
総排出量（ごみ処理量+資源分別量）（うち事業系）	93(36)万トン	91(35)万トン
資源分別量（うち事業系）	31(15)万トン	39(19)万トン
ごみ処理量（うち事業系）	62(20)万トン	52(15)万トン

◎事業系ごみの品目別目標

区分	発生抑制	資源分別率		
		平成26年度	▶	令和10年度目標
古紙	5%削減	70%	⇒	80%
生ごみ	5%削減	34%	⇒	50%
容器包装（びん・缶・ペットボトルなど）	10%削減	90%超を維持		
全体		43%	⇒	56%

7 事業系廃棄物目標資源化率

事業系廃棄物目標資源化率（資源分別率）は、所有者や廃棄物管理責任者が、自ら管理している建物の資源化の状況を評価し、建物全体のごみ減量・リサイクルの実施計画の目標設定の指針として利用するとともに、従業員やテナントに対して示す指針として策定したものです。また、立入調査など指導の際の指針でもあります。

ステップ1に達していない事業所では最低限のラインであるステップ1を達成するよう努めてください。

ステップ3の目標資源化率を達成した事業所では、さらに事業所独自の目標を設定し、ごみ減量・リサイクルに努めてください。

建築物の用途	目標資源化率		
	ステップ1	ステップ2	ステップ3
オフィス	60%	80%	90%
店舗	50%	70%	80%
学校	40%	60%	80%
病院	20%	35%	70%
ホテル・旅館・ 結婚式場	20%	35%	65%
興行場・遊技場・ 文化施設	40%	50%	90%

ステップ1
すべての事業者が
達成すべき最低限
の目標資源化率

ステップ2
ステップ1を達成し
ている事業者が目
指すべき標準的な
目標資源化率

ステップ3
ステップ2を達成し
ている事業者が目
指すべき最高水準
の目標資源化率

$$\text{資源化率（％）} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみの発生量（ごみ処分量＋資源化量）}} \times 100$$

（資源分別率）

8 立入調査の実施

廃棄物処理法及び市条例の施行に必要な限度において、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を調査することがあります。

（廃棄物処理法第19条、条例第35条）

ご提出いただいた減量計画書に基づき、計画の内容確認、廃棄物の減量・リサイクル、適正処理の推進などについての実態を調査するとともに、各建築物、事業所内での問題点、課題などをうかがいながら、必要な助言・指導を行います。

立入調査時には、廃棄物管理責任者の立会いをお願いいたします。また、ご承諾をいただいたうえで、廃棄物保管場所や分別状況等の写真撮影を行います。

対象となった建築物の所有者や管理責任者等の皆様は、調査の趣旨をご理解のうえ、お手数ですが本調査にご協力いただきますようお願いいたします。

立入調査の内容

建物、事業所内の廃棄物・資源の処理システム全般についての聞き取り

- 収集頻度について
- 各品目ごとの処理方法（許可業者委託、自家処理等）について
- 処理のルートについて
- 処理契約状況について

廃棄物の減量・資源化促進に必要な設備の確認

- 各部署（執務室内、給湯室等）での廃棄物分別容器（可燃・不燃）や資源回収容器（古紙・びん・缶・ペットボトル・発泡スチロール等）の設置状況及び分別状況
- 廃棄物及び再利用対象物保管場所の規模、及び分別保管状況

廃棄物の発生抑制及び資源化の実施状況の確認

- 減量化・資源化の実施状況について（具体的な取組み事項の有無及び内容）
 - 従業員等建物関係者への啓発実施状況について
 - グリーン購入への取組み状況について
- など

9 指導及び勧告、公表、受入拒否

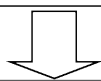
次のような場合に、建築物の所有者又は建築物を建設しようとする者に対し、市条例により、その是正のために必要な措置をとるように指導し、又は勧告することがあります。

事業用の建築物を建設しようとする者が、事業用廃棄物の保管場所を設置しないとき。事業の用途に供される部分の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物を建設しようとする者が、事業用廃棄物の保管場所について届出をしないとき。（条例第23条）

事業用大規模建築物の所有者が、廃棄物管理責任者の選任・届出をしないとき。（条例第24条）

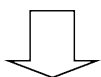
事業用大規模建築物の所有者が、減量計画書の作成・提出をしないとき。（条例第25条）

事業用大規模建築物を建設しようとする者が、再利用の対象となる物の保管場所の設置・届出をしないとき。（条例第26条）



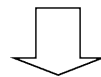
指導及び勧告（条例第27条）

その是正のために必要な措置をとるように指導し、又は勧告することがあります。



公表（条例第28条）

勧告に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。



受入拒否（条例第29条）

公表の後においても、勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することがあります。

[MEMO]

参考資料[関係法令]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

（市町村の処理等）

第6条の2

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

（立入検査）

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若し

くは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第15条の17第1項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（8） 第19条第1項又は第2項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者。

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、資源が有限なものであり、かつ、廃棄物が貴重な資源になり得ることにかんがみ、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることによりその減量に積極的に努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

（事業者が行う廃棄物の発生の抑制及び再利用）

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理及び回収の体制を確保する等廃棄物の減量に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

（再利用の自己評価等）

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

（事業用建築物の所有者の減量等）

第22条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正処理を図らなければならない。

2 事業用の建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量及び適正処理に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

（廃棄物の保管場所の設置）

第23条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内等に、事業系廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用の建築物を建設しようとする者は、当該建築物又はその敷地内等に、規則で定める基準に従い、事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

3 事業用の建築物のうち規則で定めるものを建設しようとする者は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（廃棄物管理責任者）

第24条 事業用の建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

（減量計画書）

第25条 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

（再利用の対象となる物の保管場所の設置）

第26条 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内等に、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者は、当該建築物又はその敷地内等に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物を建設しようとする者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（指導及び勧告）

第27条 市長は、事業用の建築物を建設しようとする者が第23条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物の所有者が第24条若しくは第25条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物を建設しようとする者が前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該建築物の所有者又は当該建築物を建設しようとする者に対し、その是正のために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

（公表）

第28条 市長は、前条の規定により勧告をした場合において、当該建築物の所有者又は当該建築物を建設しようとする者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（受入拒否）

第29条 市長は、前条の規定による公表の後においても、当該建築物の所有者又は当該建築物を建設しようとする者が、なお、第27条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

（開発事業に関する事前協議）

第31条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の完了後に当該区域から生じる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（立入調査）

第35条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な帳簿書類そ

の他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（抜粋）

（多量の範囲）

第2条 法第6条の2第5項の規定に基づき減量に関する計画の作成その他必要な事項（次項に掲げるものを除く。）を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時1日平均100キログラムを超えるものとする。

2 法第6条の2第5項の規定に基づき運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時1日平均10キログラムを超え、又は一時に100キログラムを超えるものとする。

（廃棄物の保管場所の設置）

第3条の2 条例第23条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 保管場所は、廃棄物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。

（2） 保管場所は、廃棄物を十分に収納できる規模であること。

（3） 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

2 条例第23条第3項の規則で定める建築物は、事業の用途に供される部分の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物とする。

3 条例第23条第3項の規定による届出は、廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書（第1号様式）により行わなければならない。

（廃棄物管理責任者）

第3条の3 条例第24条に規定する事業用大規模建築物は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 事業の用途に供される部分の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル未満のものを除く。）

（2） 一の建物（一の建物として、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第1条で定めるものを含む。）であって、その建物内の小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートルを超える店舗

2 条例第24条の規定による選任は、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから行わなければならない。

3 条例第24条の規定による届出は、廃棄物管理責任書選任（変更）届出書（第1号様式の2）により行わなければならない。

（減量計画書）

第3条の4 事業用大規模建築物の所有者は、条例第25条の規定により、毎年3月31日以前の1年間における実績に基づき、4月1日以降の1年間における計画を事業系廃棄物減量計画書（第1号様式の3）により作成し、その年の5月31日までに提出しなければならない。

（再利用の対象となる物の保管場所の設置）

第3条の5 条例第26条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 保管場所は、再利用の対象となる物に廃棄物が混入しない場所であること。

（2） 保管場所は、再利用の対象となる物を十分に収納できる

規模であること。

(3) 保管場所は、再利用の対象となる物が、衛生的に保管できるものであること。

2 条例第26条第2項の規定による届出は、廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書（第1号様式）により行わなければならない。

（開発事業に関する事前協議）

第3条の7 条例第31条の規則で定める開発事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の用途に供される部分の延べ面積が3万平方メートル以上の建築物の建設

(2) 戸数が1,000戸以上の共同住宅の建設

(3) その他市が行う一般廃棄物の処理に支障が生ずるおそれのある開発事業で市長が必要と認めるもの

事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

（目的）

第1 この要綱は、名古屋市内廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成44年名古屋市条例第46号。以下「条例」という。）第27条、第28条、及び第29条の規定に基づき、その指導等の手続きを定めることにより、事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）並びに事業用建築物又は事業用大規模建築物の建設者（以下「建設者」という。）による廃棄物の減量及び適正処理の促進を図ることを目的とする。

（指導の方法等）

第2 条例第27条に定める指導は、廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書、事業系廃棄物減量計画書等の提出状況並びにその審査の結果に基づき必要に応じて行うものとする。

2 前項に定める指導は、建築物への立入調査等により行うものとする。

（勧告書の交付）

第3 条例第27条に定める勧告は、勧告書（第1号様式）の交付により行うものとする。

2 勧告を受けた所有者又は建設者は、その勧告に従って是正のための必要な措置を実施するとともに、措置の完了に際してはその旨市長へ届け出なければならない。

（公表）

第4 条例第28条に定める公表は、次の各号に掲げる事項について、名古屋市長に公表することにより行うものとする。

(1) 所有者又は建設者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 建築物の名称及び所在地

(3) 勧告の内容

(4) 勧告書の交付日及び措置期限

(5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に定める公表の実施に当たっては、あらかじめその理由を所有者又は建設者に通知しなければならない。

3 前項の通知は、公表に関する通知書（第2号様式）により行うものとする。

（弁明の機会の付与及び弁明書の提出）

第5 市長は、第4の公表に関する通知書を交付した者に対し、弁明書及び自らに有利な証拠の提出の機会を付与しなければならない。

2 公表に関する通知書の交付を受けた者は、その通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に市長に対して弁明書（第3号様式）を提出することができる。

3 市長は、前項により提出を受けた弁明書の事由が、やむをえないものであると認められるときは、公表を行わないことができる。

（受入拒否通知書）

第6 条例第29条に定める事業系廃棄物の市の処理施設への受入拒

否は、受入拒否通知書（第4号様式）を交付することにより行うものとする。

（補則）

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が定める。

多量排出事業所における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

（主旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第5項及び名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定にもとづき行う多量の事業系一般廃棄物を生ずる建築物の占有者に対する指導に関し、必要な事項を定める。

（多量排出事業者及び多量排出事業所）

第2条 事業系一般廃棄物を年間（4月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下同じ。）36トン又は月平均3トンを超えて、市の処理施設に搬入する事業者を多量排出事業者といい、多量排出事業者が占有する建築物を多量排出事業所という。

2 本要綱においては、収集運搬業者と契約し又は自ら市の処理施設に搬入して事業系一般廃棄物を処理する事業所単位をもって一の事業者と数える。一の建築物において二以上の排出単位がある場合には、それぞれを一の事業者と数える。

3 多量排出事業者は、多量排出事業所の占有者のほか、多量排出事業所の所有者又は占有者から建築物の管理を委託されている者を含む。

4 第1項に定める事業系一般廃棄物は、規則第7条第1項に規定する理由により発生する事業系一般廃棄物及び専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う事業者により搬入される再生利用に適さない残さを除く。

5 名古屋市内廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成44年条例第46号）第24条に定める事業用大規模建築物内にある事業者は多量排出事業者に含まない。

（多量排出事業者の認定）

第3条 多量排出事業者の認定は、前年度の実績等にもとづき4月1日をもって行い、4月30日までに多量排出事業者に通知する。

（廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置）

第4条 多量排出事業者は、その占有する多量排出事業所に廃棄物及び再利用の対象となるものの保管場所を設置するよう努めなければならない。

（多量廃棄物管理責任者）

第5条 多量排出事業者は、その占有する多量排出事業所から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当させるため多量廃棄物管理責任者を選任し、多量廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 前項に定める選任は、多量排出事業所から生ずる廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから行わなければならない。

（多量廃棄物減量計画書）

第6条 多量排出事業者は、毎年3月31日以前の1年間における実績に基づき、4月1日以後の1年間における、その占有する多量排出事業所から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、多量廃棄物減量計画書（第2号様式）により、その年の5月31日までに、市長に提出しなければならない。

（立入調査）

第7条 市長は、法第19条第1項に基づき、法及びこの要綱の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、多量廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

2 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

参考資料[様式]

廃棄物管理責任者選任（変更）届出書

第1号様式の2（第3条の3） 事業用大規模建築物用

第1号様式(第5条) 多量排出事業者用

名古屋市ウェブサイトからダウンロードする場合はこちらから。

名古屋市ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

サイト内検索

減量計画書

第1号様式の3（第3条の4） 事業用大規模建築物用

第2号様式（第6条） 多量排出事業者用

名古屋市ウェブサイトからダウンロードする場合はこちらから。

名古屋市ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

サイト内検索

第 1 号様式の 2 (第 3 条の 3)

廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

			年	月	日
(あて先)名古屋市長					
			所有者	住 所	
				(所在地)	
			氏 名		
				(名称及び代表者氏名)	
			電話番号	()	—
名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 2 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。					
建 築 物 の 所 在 地					
建 築 物 の 名 称					
選 任	新 廃 棄 物 管 理 責 任 者	会 社 名			
		職 名			
		(フ リ ガ ナ)			
		氏 名			
		連 絡 先	住 所	〒	
		電 話	()	—	
		所有者との関係			
変 更 前	旧 廃棄物管理責任者 職 名 ・ 氏 名				
	連 絡 先 (電 話)	()	—		
選 任 (変 更) 年 月 日					
変 更 理 由					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

多量廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

			年	月	日
(あて先)名古屋市長					
住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)					
多量排出事業所における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第 5 条の規定により、次のとおり届け出ます。					
事業所の所在地					
事業所の名称					
選任	新 廃 棄 物 管 理 責 任 者	会社名			
		職名			
		(フリガナ)			
		氏名			
		連絡先	住所	〒	
			電話	()	
		多量排出事業 者との関係			
変更前	旧多量廃棄物管理 責任者職名・氏名				
選任(変更)年月日					
変更理由					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

事業系廃棄物減量計画書（令和 年度）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

所有者の 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号 () -

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第25条の規定により、次のとおり提出します。

建 築 物 の 所 在 地						
建 築 物 の 名 称						
年度 実 績	廃 棄 物 の 種 類		発 生 量 トン／年 (A+B)	ごみ処分量 トン／年 (A)	資 源 化 量 トン／年 (B)	資 源 化 率 (%) (B)／(A+B)
	古 紙	OA用紙（コピー紙等）				
		新聞・雑誌・段ボール				
		機密書類（溶解処理・シュレッダー古紙）				
		雑がみ（包装紙・紙箱等）				
	生 ご み	生ごみ（食品廃棄物）				
		うち食品ロス（可食部）				
	せん定枝類					
	紙おむつ					
	可燃ごみ					
	空き缶					
	空きびん					
	ペットボトル					
	そ の 他	金属類（スプレー缶など）				
		ガラス類（空きびん除く）				
		発泡スチロール				
		プラスチック類（ペットボトル・発泡スチロール除く）				
	不燃ごみ					
	合 計 (C)					
年度 計 画	廃 棄 物 の 種 類		発 生 量 トン／年 (A+B)	ごみ処分量 トン／年 (A)	資 源 化 量 トン／年 (B)	資 源 化 率 (%) (B)／(A+B)
	古 紙	OA用紙（コピー紙等）				
		新聞・雑誌・段ボール				
		機密書類（溶解処理・シュレッダー古紙）				
		雑がみ（包装紙・紙箱等）				
	生 ご み	生ごみ（食品廃棄物）				
		うち食品ロス（可食部）				
	せん定枝類					
	紙おむつ					
	可燃ごみ					
	空き缶					
	空きびん					
	ペットボトル					
	そ の 他	金属類（スプレー缶など）				
		ガラス類（空きびん除く）				
		発泡スチロール				
		プラスチック類（ペットボトル・発泡スチロール除く）				
	不燃ごみ					
	合 計 (D)					
対前年度比率％(D／C)						

（注）この計画書は、前年4月1日から3月31日までの実績及び4月1日から翌年3月31日までの計画を記入してください。
（注）事業系一般廃棄物について記入してください。産業廃棄物については記入しないでください。（日本産業規格A列4番）

(参考事項)

1 建築物・事業所の業種(□には該当するものにレ印をつけてください。)

延べ面積	m ²	構造	地上 地下	階 階	テナント数		就業人員	
用途の 区分	☐ 事務所 ☐ 大型総合店 ☐ 食料品小売店 ☐ その他小売店 ☐ 卸売業 ☐ ホテル・旅館・結婚式場 ☐ 飲食店 ☐ 文化・スポーツ・娯楽施設 ☐ 学校 ☐ 病院・老人保健施設 ☐ 仕出し・給食業 ☐ 倉庫・運送業 ☐ 工場 ☐ その他()							
建物内の 用途内訳	*事務所 計		m ²		*食堂・飲食店 計		m ²	
	*小売店舗 計		m ²		*その他()		計 m ²	

2 廃棄物・再利用対象物保管場所の設置状況

	規 模	設備の設置状況で該当するものすべてにレ印をつけてください。	
廃 棄 物 保 管 場 所	m ²	☐ 保管容器 ☐ 自動貯留機 ☐ 冷蔵庫 ☐ エアコン ☐ その他()	
再 利 用 対 象 物 保 管 場 所	m ²	☐ 保管容器 ☐ 選別ヤード ☐ 品種別表示・仕切 ☐ その他()	

3 廃棄物及び資源化物の回収業者名

		廃 棄 物 処 理 業 者			資 源 回 収 業 者		
		業者名	収集曜日	持込先	業者名	収集曜日	持込先
占紙	OA用紙 (コピー紙等)						
	新聞・雑誌・段ボール						
	機密書類 (溶解処理・シュレッダー古紙)						
	雑がみ (包装紙・紙箱等)						
	生ごみ (食品廃棄物)						
	せん定枝類						
	紙おむつ						
	可燃ごみ						
	空き缶						
	空きびん						
	ペットボトル						
その他	金属類 (スプレー缶など)						
	ガラス類 (空きびん除く)						
	発泡スチロール						
	プラスチック類 (ペットボトル・発泡スチロール除く)						
	不燃ごみ						

4 事業所内関係者などの名称

	会 社 名	職 名 ・ 氏 名	電話番号
廃棄物管理責任者			
建物管理会社			
清掃委託会社			

5 廃棄物の発生抑制・リサイクルのために現在取り組んでいること及び今後の計画、問題点についてご記入ください。

--

～SDGsと事業所におけるリサイクルの推進～

SDGsの17のゴールのうちの多くが環境に関連するものとなっています。名古屋市は事業活動においてSDGsの実現に向け取り組む事業所を「なごやSDGsグリーンパートナーズ」として登録・認定しています。制度の内容や申請に関するより詳しい情報は、市公式ウェブサイトをご覧ください。 <環境配慮を主体としたSDGs達成に向けた取組例> ☐ 用紙の削減、ペーパーレス化 ☐ 占紙の分別回収など ☐ 事務用品・文具のリユースなど ☐ 食品ロスの削減 ☐ 生ごみのリサイクル ☐ その他の発生抑制、リサイクルの取組
--

※

多量廃棄物減量計画書（令和 年度）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

所有者の

住所
（所在地）
氏名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

多量排出事業所における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第6条の規定により、次のとおり提出します。

建築物の所在地						
建築物の名称						
年度実績	廃棄物の種類		発生量 トン／年 (A+B)	ごみ処分量 トン／年 (A)	資源化量 トン／年 (B)	資源化率 (%) (B)／(A+B)
	古紙	OA用紙（コピー紙等）				
		新聞・雑誌・段ボール				
		機密書類（溶解処理・シュレッダー古紙）				
		雑がみ（包装紙・紙箱等）				
	生ごみ	生ごみ（食品廃棄物）				
		うち食品ロス（可食部）				
	せん定枝類					
	紙おむつ					
	可燃ごみ					
	空き缶					
	空きびん					
	ペットボトル					
	その他	金属類（スプレー缶など）				
		ガラス類（空きびん除く）				
		発泡スチロール				
		プラスチック類（ペットボトル・発泡スチロール除く）				
	不燃ごみ					
	合計（C）					
年度計画	廃棄物の種類		発生量 トン／年 (A+B)	ごみ処分量 トン／年 (A)	資源化量 トン／年 (B)	資源化率 (%) (B)／(A+B)
	古紙	OA用紙（コピー紙等）				
		新聞・雑誌・段ボール				
		機密書類（溶解処理・シュレッダー古紙）				
		雑がみ（包装紙・紙箱等）				
	生ごみ	生ごみ（食品廃棄物）				
		うち食品ロス（可食部）				
	せん定枝類					
	紙おむつ					
	可燃ごみ					
	空き缶					
	空きびん					
	ペットボトル					
	その他	金属類（スプレー缶など）				
		ガラス類（空きびん除く）				
		発泡スチロール				
		プラスチック類（ペットボトル・発泡スチロール除く）				
	不燃ごみ					
	合計（D）					
対前年度比率(%) (D／C)						

（注）この計画書は、前年4月1日から3月31日までの実績及び4月1日から翌年3月31日までの計画を記入してください。
（注）事業系一般廃棄物について記入してください。産業廃棄物については記入しないでください。（日本産業規格A列4番）

(参考事項)

1 建築物・事業所の業種(□には該当するものにレ印をつけてください。)

延べ面積	m ²	構造	地上 地下	階 階	テナント数	就業人員
用途の 区分	☐ 事務所 ☐ 大型総合店 ☐ 食料品小売店 ☐ その他小売店 ☐ 卸売業 ☐ ホテル・旅館・結婚式場 ☐ 飲食店 ☐ 文化・スポーツ・娯楽施設 ☐ 学校 ☐ 病院・老人保健施設 ☐ 仕出し・給食業 ☐ 倉庫・運送業 ☐ 工場 ☐ その他()					
建物内の 用途内訳	*事務所 計	m ²	*食堂・飲食店 計		m ²	
	*小売店舗 計	m ²	*その他() 計		m ²	

2 廃棄物・再利用対象物保管場所の設置状況

	規模	設備の設置状況で該当するものすべてにレ印をつけてください。	
廃棄物保管場所	m ²	☐ 保管容器 ☐ 自動貯留機 ☐ 冷蔵庫 ☐ エアコン ☐ その他()	
再利用対象物保管場所	m ²	☐ 保管容器 ☐ 選別ヤード ☐ 品種別表示・仕切 ☐ その他()	

3 廃棄物及び資源化物の回収業者名

		廃棄物処理業者			資源回収業者		
		業者名	収集曜日	持込先	業者名	収集曜日	持込先
古紙	OA用紙(コピー紙等)						
	新聞・雑誌・段ボール						
	機密書類 (溶解処理・シュレッダー古紙)						
	雑がみ(包装紙・紙箱等)						
生ごみ(食品廃棄物)							
せん定枝類							
紙おむつ							
可燃ごみ							
空き缶							
空きびん							
ペットボトル							
その他	金属類(スプレー缶など)						
	ガラス類(空きびん除く)						
	発泡スチロール						
	プラスチック類 (ペットボトル・発泡スチロール除く)						
不燃ごみ							

4 事業所内関係者などの名称

	会社名	職名・氏名	電話番号
廃棄物管理責任者			
建物管理会社			
清掃委託会社			

5 廃棄物の発生抑制・リサイクルのために現在取り組んでいること及び今後の計画、問題点についてご記入ください。

--

～SDGsと事業所におけるリサイクルの推進～

SDGsの17のゴールのうちの多くが環境に関連するものとなっています。名古屋市は事業活動においてSDGsの実現に向け取り組む事業所を「なごやSDGsグリーンパートナーズ」として登録・認定しています。制度の内容や申請に関するより詳しい情報は、市公式ウェブサイトをご覧ください。
<環境配慮を主体としたSDGs達成に向けた取組例> ☐ 用紙の削減、ペーパーレス化 ☐ 古紙の分別回収など ☐ 事務用品・文具のリユースなど ☐ 食品ロスの削減 ☐ 生ごみのリサイクル ☐ その他の発生抑制、リサイクルの取組

始めよう！
職場内「フードドライブ」



シャチのジュンちゃん



令和4年4月発行

名古屋市環境局 資源循環部資源循環推進課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2390

FAX 052-972-4133

E-mail a2297@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

12 つくる責任
つかう責任



ターゲット 12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、
削減、再生利用及び再利用により、
廃棄物の発生を大幅に削減する。